

様式第 1 号(第 7 条関係) (この申請書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、
草刈機等の受取時にこの用紙を持参すること)

物 品 借 用 申 請 書

借 用 物	名称	数量
	自走式草刈機(平面用)	
	自走式法面草刈機(平面用・法面用)	
	リモコン式草刈機(ILD01)	1
	燃料携行缶	
	アルミブリッジ	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用の目的 及び場所 〔具体的に記載 ること〕		
財産に関する条例 第 10 条に規定する 無償又は減額借用 の場合はその根拠 及び理由	河川パートナーシップ事業活動に使用するため	
有償・減額・無償 の別	無償	
その他参考となる 事 項		
上記のとおり物品を貸付くださるよう申請します。		
令和 年 月 日		
申請者 ○○市○○町○○番地 ○○○の会(団体名) 代表 ○○ ○○(代表者氏名) 印		
日向土木事務所長 殿		

様式第 8 号 (第 7 条関係) (この契約書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、
草刈機等の受取時にこの用紙を持参すること)

物 品 貸 付 契 約 書 (無償貸付の場合)

宮崎県日向土木事務所 (以下「甲」という。) と〇〇〇の会 代表〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、下記物品の貸付について、次のとおり契約を締結する。

(目的)
第 1 条 甲は、乙に次に掲げる物品 (以下「貸付物品」という。) を無償で貸付け、乙は、これを借受けるものとする。

物品の名称	規 格 (長さ*幅*高さ[mm]) (重量[kg])	数 量	備考 (備品番号等)
自走式草刈機 (HRC664)	1, 670×810×950 200kg		〇〇〇〇
自走式法面草刈機 (GC-M500)	1, 963×597×592 60kg		〇〇〇〇
リモコン式草刈機 (RCHR800A)	1, 895×1000×960 348kg		〇〇〇〇
リモコン式草刈機 (ILD01)	1, 360×1, 200×913 288kg	1	〇〇〇〇
燃料携行缶	容量 20L		〇〇〇〇
アルミブリッジ	300mm×1800mm (幅×長さ)		〇〇〇〇

2 乙は、貸付物品を河川パートナーシップ事業の草刈りのため使用するものとする。

(貸付期間)
第 2 条 貸付物品の貸付期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

(費用の負担)
第 3 条 この契約の締結及び貸付物品の引渡し、使用、維持及び返還に要する費用は、乙の負担とする。
2 乙は貸付物品の返却時は給油可能容量の上限まで給油して返還し、その費用を負担するものとする。
3 エンジンオイル及び刈刃等消耗品の交換に要する費用並びに貸付物品の修繕に要する費用は甲が負担するものとする。なお、借用物品を修繕 (軽微な修繕を除く。) その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。

(権利譲渡等の禁止)
第 4 条 乙は、貸付物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)
第 5 条 乙は、貸付物品を使用目的以外の用途に供してはならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、貸付物品の全部又は一部を亡失し、または損傷したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、貸付物品を亡失した場合、又は故障若しくは破損が生じた場合は、買替又は修繕に要する費用を乙が負担しなければならない。

(貸付物品の返却)

第8条 乙は、貸付期間満了日までに、貸付物品を返却しなければならない、借用物品について県の返還要求があったときは、借用期限到来前にあっても直ちに返還すること。

2 乙が、貸付期間の満了後においても貸付物品を返却しないことにより、甲に損害を与えた場合は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

(協議等)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県 日向土木事務所長

乙 ○○市○○町○○番地
○○○の会（河川パートナーシップ事業団体名）
代表 ○○ ○○（代表者氏名） 印